

農業振興地域整備計画変更申請に係る注意事項

1. 周辺土地利用状況図並びに公図の写しには事業計画地を明記して下さい。

なお、公図の写しには、申請地のほかに既除外済地など事業計画地として一体に利用する土地がある場合には、それぞれを明記して下さい。

2. 計画図や既存施設利用状況図などの図面類については、全てにおいて図面タイトル、方位、縮尺、作成者を記載して下さい。

3. 一筆の一部を申請する場合、面積の根拠となる求積図等を添付してください。

なお、農振除外の制度上、整備計画書に除外面積が記載され公告縦覧に供されますので、認可後安易に除外面積の変更等ができませんので、位置の選定や求積には注意してください。

4. 事業計画書は記載漏れがないようすべての項目に記入願います。特に②の土地選定理由については、「代替性（他の土地でも事業が行えること）」が無いことが特に重要な点として審査されますので、詳細に記載して下さい。

なお、土地所有者が売却を望んでいることや土地価格が安価であることなどは、土地の選定理由としてふさわしくありませんので留意ください。

5. 事業計画書中、⑤事業総面積については、次のように記入してください。

【例1】除外申請地（500㎡）のみを利用して事業を実施する場合

申請地	500 ㎡	農地(畑、田)	㎡	その他	㎡	合計	500 ㎡
-----	-------	---------	---	-----	---	----	-------

【例2】除外申請地（500㎡）に既除外済農地（100㎡）と山林（100㎡）を利用して事業を実施する場合

申請地	500 ㎡	農地(畑、田)	100 ㎡	その他	100 ㎡	合計	700 ㎡
-----	-------	---------	-------	-----	-------	----	-------

6. 土地所有者が事業者と同一の場合、農振除外後の農地転用許可申請の際には、農地法第4条の規定に基づく申請となりますので、記入に注意してください。

7. 農地転用許可申請の目的が農振除外後の目的と異なった場合、原則として安易な用途変更はできないこととされておりますので、注意してください。

8. 農地法に係る一時転用許可目的での農振除外はできません。

9. 農振除外（農用地区域からの除外）では、農振法で定められている除外要件の他に、農地法に基づく転用許可の見込みが必要となりますので、事業目的に係る関係法令等に留意してください。

10. 事業計画地が土地改良法に基づく土地改良事業の受益地に該当しており、施行中又は工事完了後8年経過していない事業の受益地（八街市では国営北総中央農業水利事業）である場合は、『地域の農業の振興に役立つ施設』以外の目的での除外は基本的に不可となっています。

計画地が受益地に該当しているか、事業目的が『地域の農業の振興に役立つ施設』であるかなど、計画された事業内容について八街市農政課へ確認することをお勧めします。

11. 申請受付期間については、八街市ホームページ及び広報紙にて公表します。

その他、申請書の記載など不明な点は担当課職員にご確認下さい。

【連絡先】

八街市役所経済環境部農政課振興班

TEL 043（443）1402〔直通〕

FAX 043（442）6416